

# 宇治市民間集会所支援補助金のご案内

宇治市民間集会所支援補助金は、自らの負担と責任において集会所を管理運営されている町内会・自治会に対し、市が改修費や運営費を補助する制度です。

※宇治市所有の公立集会所は対象ではありません。

## 【補助金の対象となる集会所の要件】

- ・自治会等が自らの負担と責任において管理及び運営を行う施設
- ・主として地域コミュニティ活動に使用するものであること
- ・建築基準法令等に違反した建築物でないこと
- ・所有関係、貸借関係等が明らかであること
- ・共同住宅等の建築物の一部でないこと



## 補助申請の方法について

### ◇ 申請時期

原則として、補助金の交付を受けようとする事業を開始する前に、事前相談のうえ、申請を行ってください。

ただし、維持管理（旧：電気料金等）の費用については、毎年1月に申請を行ってください。

### ◇ 申請者

補助金の交付を受けようとする集会所を管理運営されている町内会・自治会の会長名で申請を行ってください。

### ◇ 申請に必要な書類

申請書等の様式は、市役所本庁3階の市民協働推進課及びホームページにて配布しております。

※令和3年度より、維持管理（旧：電気料金等）の費用について、消耗品費や火災保険料等も対象とする補助の拡充と、申請時の添付書類を変更しました。

（添付書類：領収書 → 直近の決算書及び予算書と地域の事業報告、計画書等）

また、集会所の解体撤去に対する補助を新設しました。

宇治市役所 市民協働推進課（庁舎3階）  
〒611-8501 京都府宇治市宇治琵琶33番地  
TEL: 0774-22-3141（代表）  
community@city.uji.kyoto.jp

令和4年4月改訂

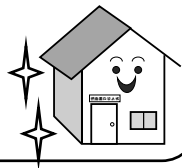
## A. 新築

内容：新しく建てる時

補助率：1/2

補助限度額：500万円

申請時期：事業着手前



## B. 建て替え又は改修

内容：建て替えや修繕等を行う時

補助率：1/2

補助限度額：500万円

申請時期：事業着手前

修繕の例：天井の雨漏、エアコンの整備、  
和室のフローリング化等

## C. 公共下水道接続

内容：公共下水道への接続及び接続  
に伴う改修

補助率：2/3

補助限度額：150万円

申請時期：事業着手前

## D. 耐震改修

内容：耐震補強工事をする時

補助率：2/3

補助限度額：300万円（※）

申請時期：事業着手前

対象集会所：耐震診断の結果、倒壊の可能性も  
しくは危険性があると判断された集  
会所

※総事業費が450万円を超える場合はBの補  
助金を併用することができます。

## E. 耐震診断

内容：耐震性を診断する時

補助率：2/3

補助限度額：100万円

申請時期：事業着手前

対象集会所：昭和56年5月31日以前に着工さ  
れた集会所

## G. 維持管理

拡 充

内容：光熱水費に加え、消耗品、  
火災保険料等の維持管理費

補助率：10/10

補助限度額：15万円

申請時期：補助対象期間の翌年の1月31日まで

補助対象期間：毎年1月1日～12月31日に支  
払った分

## F. 解体撤去

新 規

内容：建て替え及び滅失する時

補助率：1/2

補助限度額：500万円

申請時期：事業着手前

※補助金の交付(Fを除く)を受けた集会所は、以後も集会所として使用していただく必要があります。補助事業  
に応じて定められた期間内に集会所として使用しなくなった場合、補助金を返還いただくことになります。

※E・Gを除き、総事業費10万円以上の事業が対象となります。